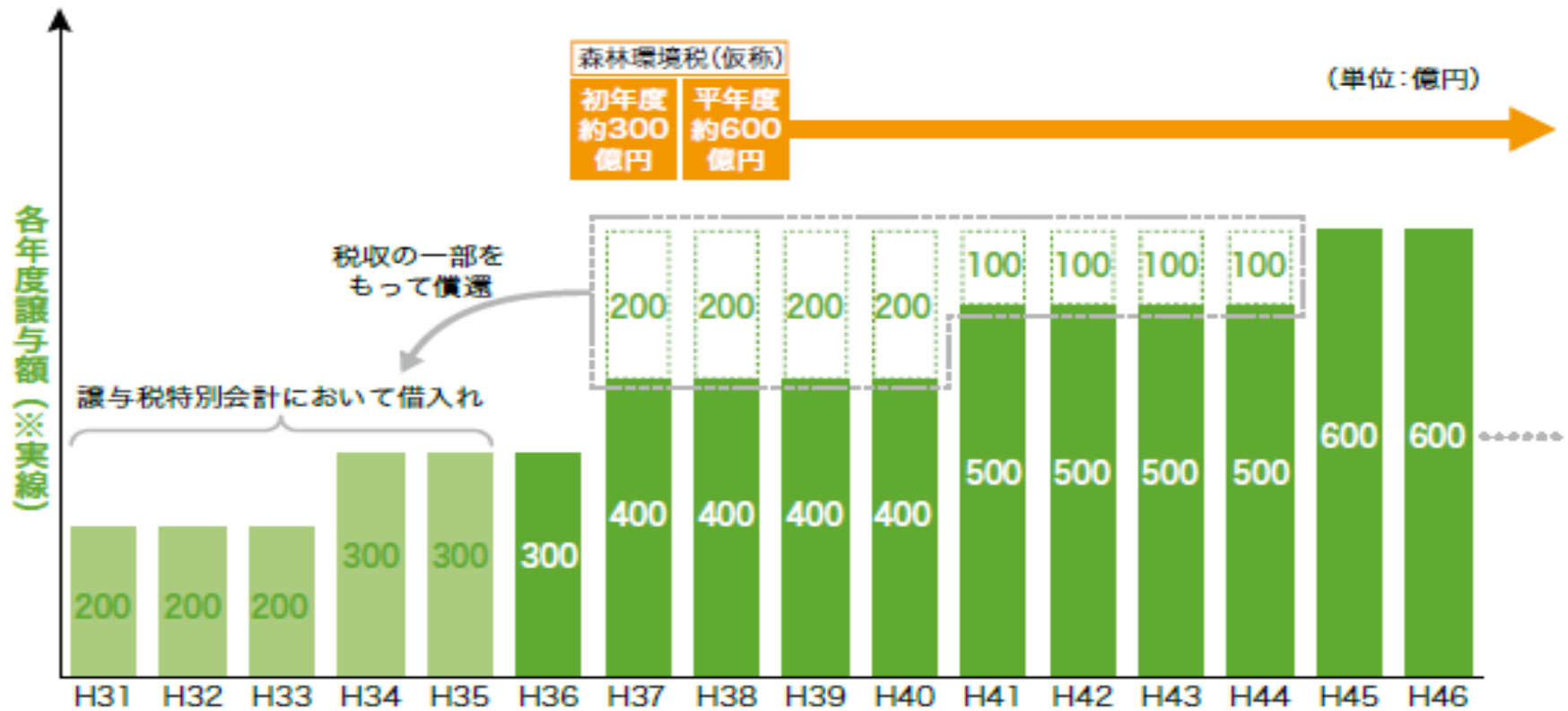


森林環境税（仮称）・森林環境譲与税（仮称）と
「新たな森林管理システム」について

平成30年12月27日（木）

森林環境税・森林環境譲与税のスキーム



市町村： 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12			90 : 10		
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分 — 市町村と同じ基準

※ 税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金料子を勘案していない。

※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分(約300億円)の与額とすることが見込まれる。

森林環境税・森林環境譲与税のスキーム

国

平成36年度から施行

平成31年度から施行

交付税及び譲与税配布金特別会計

都道府県

市町村

国税	森林環境税（仮称） 1,000円/年 （賦課徴収は市町村が行う）
個人住民税均等割	道府県民税 1,000/年
	市町村民税 3,000/年

※一部の団体では超過課税が実施されている。

納税義務者 約6,200万人

森林環境譲与税（仮称）

- ・私有林人工林面積（林野率補正有）
 - ・林業就業者数
 - ・人口
- により按分

都道府県

- 市町村の支援 等

市町村

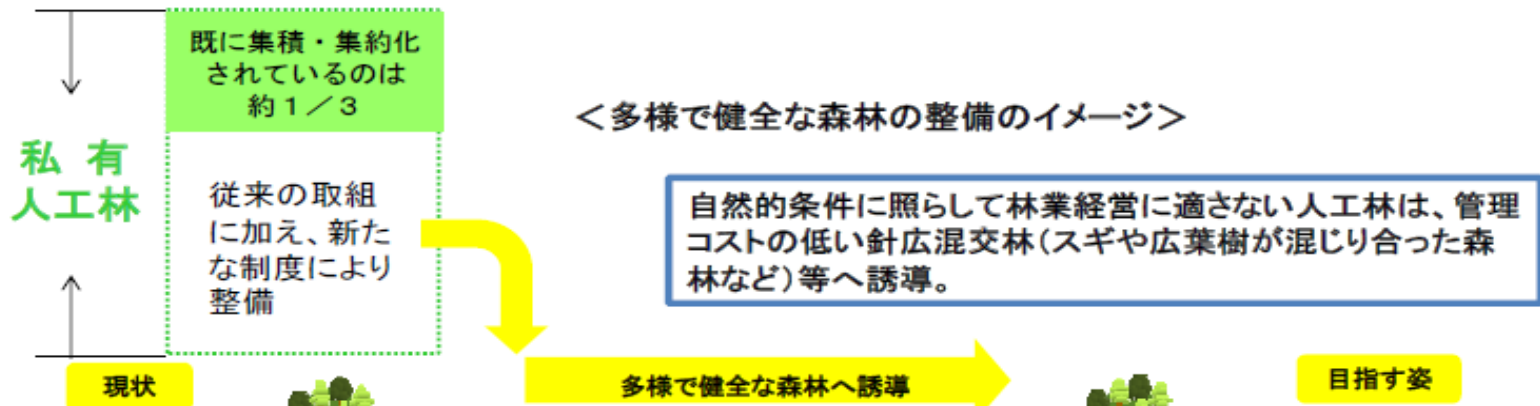
- 間伐（境界確定・路網整備等含む）
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進，普及啓発 等

地球温暖化
防止機能

災害防止
国土保全機能

水源涵養
機能

森林の現状と目指すべき将来像



自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽による確実な更新を図る

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化

森林経営管理法と「新たな森林管理システム」とは

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



併せて、所有者不明森林の問題
にも対応

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

「新たな森林管理システム」実施スケジュール例

